

マイナポイント事業実施に伴うキャッシュレス決済端末導入支援事業

令和2年度予算額 **20.0億円（新規）**

事業の内容

事業目的・概要

- 令和2年9月から令和3年3月までの期間、総務省において、マイナンバーカードを活用した消費活性化策を実施し、マイナンバーカードの普及やキャッシュレス決済の拡大を図りつつ、個人消費を切れ目無く下支えします。
- これに伴い、マイナンバーカードを活用した消費活性化策の効果を中小・小規模事業者にもしっかりと行き渡らせるため、経済産業省において、中小・小規模事業者のキャッシュレス決済端末等の導入を支援します。

成果目標

- 本事業の効果も含めて、2025年までに民間最終消費支出に占めるキャッシュレス決済比率40%を実現します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



事業イメージ

決済端末等の導入補助

- 令和2年7月から令和3年3月までの間、中小・小規模事業者がキャッシュレス決済を導入する際に、必要な端末等導入費用の1/2を国が補助します。
- 補助にあたっては、決済事業者が端末等を導入する中小・小規模事業者に対して、端末操作に関する説明・フォローアップを行うことを条件とします。

【対象となる中小・小規模事業者のイメージ】



【対象となる決済端末のイメージ】

